船橋市地域公共交通活性化協議会設置要綱 新旧対照表

加何中地线公共义地方注心励俄公议直安制。利口对黑衣

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うこと、及び、道路運送法(昭和26年法律第183号。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他旅客の利便の増進を図り地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議することを目的とする。

(担任事務)

- 第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 連携計画の策定及び変更の協議に関すること。
 - (2) 連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。
 - (3) 連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
 - (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に 関する事項
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的とする。

旧

(担任事務)

第4条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

連携計画の策定及び変更の協議に関すること。

連携計画の実施に係る連絡調整に関すること。

連携計画に位置付けられた事業の実施に関すること。

前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第5条

2 前項に定める者のほか、参考意見を聴取するため別表に掲げるオブザ ーバーを置く<mark>ことができる</mark>。

別表

委員	
船橋市	船橋市 副市長
	船橋市 企画部
	船橋市 福祉サービス部
	船橋市 都市計画部
	船橋市 道路部(道路管理者)
公共交通事業者	社団法人千葉県バス協会
(バス事業関係者)	京成バス株式会社
	船橋新京成バス株式会社
	習志野新京成バス株式会社
	ちばレインボーバス株式会社
公共交通事業者	千葉県タクシー協会 京葉支部
(タクシー事業関係	船橋タクシー有限会社
者)	有限会社丸十タクシー
	三田下総交通株式会社
	船橋交通株式会社

(組織)

第5条

2 前項に定める者のほか、参考意見を聴取するため別表に掲げるオブザーバーを置く。

別表

_		
	委員	
	船橋市	船橋市 副市長
		船橋市 企画部
		船橋市 福祉サービス部
		船橋市 都市計画部
		船橋市 道路部
	千葉県 (道路管理者)	千葉県葛南地域整備センター
	公共交通事業者	社団法人千葉県バス協会
	(バス事業関係者)	京成バス株式会社
		船橋新京成バス株式会社
		習志野新京成バス株式会社
		ちばレインボーバス株式会社
	公共交通事業者	千葉県タクシー協会 京葉支部
	(タクシー事業関係	船橋タクシー有限会社
	者)	有限会社丸十タクシー
		三田下総交通株式会社
		船橋交通株式会社

市民代表	東部地区代表
	西部地区代表
	南部地区代表
	北部地区代表
	中央地区代表
学識経験者	日本大学理工学部社会交通工学科
国土交通省	関東運輸局千葉運輸支局(企画調整)
	関東運輸局千葉運輸支局(輸送監査)
千葉県	千葉県総合企画部交通計画課
	千葉県葛南地域整備センター(道路管理者)
交通管理者	船橋警察署交通課
	船橋東警察署交通課
運転者が組織する	京成電鉄労働組合
団体	新京成バス労働組合
事務局	
	船橋市企画部総合交通計画課

市民代表	東部地区代表
	西部地区代表
	南部地区代表
	北部地区代表
	中央地区代表
オブザーバー	
学識経験者	日本大学理工学部社会交通工学科
国土交通省	関東運輸局千葉運輸支局(企画調整)
	関東運輸局千葉運輸支局(輸送監査)
千葉県	千葉県総合企画部交通計画課
交通管理者	船橋警察署交通課
	船橋東警察署交通課
事務局	
	船橋市企画部総合交通計画課